

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月26日

【四半期会計期間】 第104期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社 北越銀行

【英訳名】 The Hokuetsu Bank , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久須美 隆

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市大手通二丁目2番地14

【電話番号】 0258(35)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 松永 芳文

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小網町16番1号
株式会社 北越銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3660)1588

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 野水 秀一

【縦覧に供する場所】 株式会社 北越銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋小網町16番1号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日) | 平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日) | 平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日) | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------------------|-----|---|---|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日) | (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日) | (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日) | (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日) | (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 28,706 | 29,484 | 29,273 | 59,251 | 58,058 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 4,041 | 3,816 | 1,086 | 8,510 | 6,394 |
| 連結中間純利益 | 百万円 | 3,036 | 2,452 | 1,672 | | |
| 連結当期純利益 | 百万円 | | | | 5,457 | 4,767 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 80,298 | 79,465 | 69,938 | 81,167 | 66,414 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 2,022,580 | 2,116,938 | 2,093,015 | 2,101,779 | 2,106,317 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 311.23 | 307.18 | 271.33 | 314.07 | 255.69 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 11.92 | 9.60 | 6.56 | | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 21.42 | 18.67 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 | 円 | 11.28 | 9.11 | 6.25 | | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 20.28 | 17.72 |
| 自己資本比率 | % | 3.92 | 3.70 | 3.28 | 3.81 | 3.09 |
| 連結自己資本比率(国内基準) | % | 10.30 | 10.81 | 10.16 | 10.77 | 9.93 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 106,287 | 53,661 | 157,210 | 77,979 | 6,717 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 13,683 | 51,682 | 166,333 | 5,259 | 4,060 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 768 | 782 | 2,165 | 4,558 | 1,813 |
| 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 | 百万円 | 28,701 | 44,597 | 41,079 | 43,392 | 52,357 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 1,493 [648] | 1,464 [682] | 1,397 [761] | 1,466 [652] | 1,430 [693] |

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第102期中 | 第103期中 | 第104期中 | 第102期 | 第103期 |
|----------------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決算年月 | | 平成18年9月 | 平成19年9月 | 平成20年9月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 |
| 経常収益 | 百万円 | 25,139 | 25,875 | 25,836 | 51,785 | 50,799 |
| 経常利益 | 百万円 | 3,566 | 3,422 | 735 | 7,596 | 5,965 |
| 中間純利益 | 百万円 | 2,817 | 2,229 | 1,616 | | |
| 当期純利益 | 百万円 | | | | 5,015 | 4,534 |
| 資本金 | 百万円 | 24,450 | 24,484 | 24,488 | 24,455 | 24,485 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 255,601 | 255,893 | 255,928 | 255,645 | 255,901 |
| 純資産額 | 百万円 | 78,221 | 76,902 | 67,322 | 78,736 | 63,795 |
| 総資産額 | 百万円 | 2,010,888 | 2,104,784 | 2,082,081 | 2,090,395 | 2,095,535 |
| 預金残高 | 百万円 | 1,831,529 | 1,926,026 | 1,924,561 | 1,925,466 | 1,950,164 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 1,179,332 | 1,196,323 | 1,193,507 | 1,188,538 | 1,178,284 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 620,810 | 677,154 | 748,607 | 630,451 | 591,240 |
| 1株当たり配当額 | 円 | 3.00 | 4.00 | | 6.00 | 7.00 |
| 自己資本比率 | % | 3.89 | 3.65 | 3.23 | 3.77 | 3.04 |
| 単体自己資本比率 (国内基準) | % | 10.23 | 10.71 | 9.99 | 10.68 | 9.76 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 1,327 [498] | 1,317 [531] | 1,263 [595] | 1,308 [502] | 1,294 [535] |

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第103期中(平成19年9月)及び第103期(平成20年3月)の1株当たり配当額のうち1.00円は記念配当であります。

3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(人) | 1,397 [761] |
|---------|----------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員773人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(人) | 1,263 [595] |
|---------|----------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員607人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済を顧みますと、サブプライムローン問題を契機とした米国経済の減速等に伴い輸出が落ち込んでいるほか、原材料価格高騰による経済活動への影響が拡大しており、また不動産市況も冷え込みを見せ始めるなど、急速に景気後退の度合いを強めています。

また、米欧の金融危機を発端とする世界的な信用収縮や株価の下落、円高の進行などが、今後の実体経済に及ぼす影響についても懸念される状況にあります。

新潟県経済につきましても、生産面での落ち込みがうかがえるほか、依然として個人消費の伸び悩みや公共投資の減少が続くなか、倒産件数が増加しているなど、さらなる悪化傾向が鮮明になりつつあります。

金融環境につきましても、米欧における金融機関の破綻などを背景とした世界的な株価下落の影響から、日経平均株価は当第2四半期末には年初来の最安値となる11,259円となりました。

このような環境のなか、当行では、本年度から新たな長期経営計画（計画期間：平成20年4月～平成23年3月）をスタートさせ、これに基づいた取り組みを進めてまいりました。

当第2四半期連結会計期間における当行グループの業績は次のとおりです。

総資産は当第2四半期連結会計期間中に726億円減少し2兆930億円、純資産は当第2四半期連結会計期間中に16億円増加し699億円となりました。

主要勘定につきましては、譲渡性預金を含む預金等は当第2四半期連結会計期間中に838億円減少し1兆9,408億円となりました。また、貸出金は当第2四半期連結会計期間中に88億円増加し1兆1,852億円、有価証券は当第2四半期連結会計期間中に578億円減少し7,489億円となりました。

収益につきましては、有価証券関係損益の悪化などから、連結経常損失は9億28百万円、連結四半期純損失は18百万円となりました。

また、連結自己資本比率(国内基準)は、利益増加にむけてリスクアセットを積み増しした一方、内部留保が増加したことなどから、10.16%となりました。

当第2四半期連結会計期間における国内業務部門・国際業務部門別の業績の状況につきましては、次のとおりです。

国内業務部門・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門が6,988百万円、国際業務部門が173百万円となり、合計では7,161百万円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門が1,193百万円、国際業務部門が22百万円となり、合計では1,216百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門が 233百万円、国際業務部門が 2,091百万円となり、合計では2,324百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額() | 合計 |
|-----------|--------------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 6,988 | 173 | | 7,161 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 8,642 | 366 | 86 | 8,923 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,654 | 193 | 86 | 1,761 |
| 役務取引等収支 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,193 | 22 | | 1,216 |
| うち役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,837 | 31 | | 1,868 |
| うち役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 643 | 8 | | 652 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 233 | 2,091 | | 2,324 |
| うちその他業務収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,868 | 24 | | 2,893 |
| うちその他業務費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 3,102 | 2,115 | | 5,218 |

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。
- 3 「相殺消去額()」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 4 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門が1,837百万円、国際業務部門が31百万円となり、合計では1,868百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門が643百万円、国際業務部門が8百万円となり、合計では652百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|------------|--------------|---------|---------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,837 | 31 | 1,868 |
| うち預金・貸出業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 257 | | 257 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 618 | 25 | 644 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 48 | | 48 |
| うち保険代理店業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 345 | | 345 |
| うち投資信託取扱業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 193 | | 193 |
| うち代理業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 24 | | 24 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 75 | 4 | 79 |
| 役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 643 | 8 | 652 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 98 | 4 | 102 |

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 国内業務部門・国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|---------|------------|-----------|---------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 平成19年9月30日 | 1,911,253 | 11,869 | 1,923,123 |
| | 平成20年9月30日 | 1,910,682 | 10,708 | 1,921,391 |
| うち流動性預金 | 平成19年9月30日 | 901,610 | | 901,610 |
| | 平成20年9月30日 | 875,926 | | 875,926 |
| うち定期性預金 | 平成19年9月30日 | 993,118 | | 993,118 |
| | 平成20年9月30日 | 1,005,532 | | 1,005,532 |
| うちその他 | 平成19年9月30日 | 16,524 | 11,869 | 28,393 |
| | 平成20年9月30日 | 29,224 | 10,708 | 39,932 |
| 譲渡性預金 | 平成19年9月30日 | 52,330 | | 52,330 |
| | 平成20年9月30日 | 19,480 | | 19,480 |
| 総合計 | 平成19年9月30日 | 1,963,583 | 11,869 | 1,975,453 |
| | 平成20年9月30日 | 1,930,162 | 10,708 | 1,940,871 |

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
- 4 国内業務部門・国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

| 業種別 | 平成19年9月30日 | | 平成20年9月30日 | |
|---------------|------------|--------|------------|--------|
| | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) |
| 国内業務部門 | 1,187,690 | 100.00 | 1,185,234 | 100.00 |
| 製造業 | 145,040 | 12.21 | 141,235 | 11.92 |
| 農業 | 1,406 | 0.12 | 1,389 | 0.12 |
| 林業 | 31 | 0.00 | 30 | 0.00 |
| 漁業 | 367 | 0.03 | 382 | 0.03 |
| 鉱業 | 941 | 0.08 | 1,439 | 0.12 |
| 建設業 | 89,726 | 7.55 | 86,322 | 7.28 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4,573 | 0.39 | 8,365 | 0.71 |
| 情報通信業 | 4,574 | 0.39 | 4,563 | 0.38 |
| 運輸業 | 35,466 | 2.99 | 38,764 | 3.27 |
| 卸売・小売業 | 151,608 | 12.76 | 154,625 | 13.05 |
| 金融・保険業 | 60,543 | 5.10 | 59,960 | 5.06 |
| 不動産業 | 80,440 | 6.77 | 81,991 | 6.92 |
| 各種サービス業 | 120,185 | 10.12 | 121,078 | 10.21 |
| 地方公共団体 | 120,649 | 10.16 | 118,888 | 10.03 |
| その他 | 372,133 | 31.33 | 366,195 | 30.90 |
| 国際業務部門 | | | | |
| 政府等 | | | | |
| 金融機関 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合計 | 1,187,690 | | 1,185,234 | |

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは譲渡性預金の減少などにより489億円の流出となりました。また、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却などにより547億円の流入、財務活動によるキャッシュ・フローは自己株式の取得などにより4億円の流出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は410億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。また、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 業務粗利益 | 17,555 | 13,442 | 4,113 |
| 経費(除く臨時処理分) | 12,798 | 12,524 | 274 |
| 人件費 | 6,578 | 6,433 | 145 |
| 物件費 | 5,417 | 5,369 | 48 |
| 税金 | 802 | 721 | 81 |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前) | 4,756 | 917 | 3,839 |
| のれん償却額 | | | |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) | 4,756 | 917 | 3,839 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 223 | | 223 |
| 業務純益 | 4,979 | 917 | 4,062 |
| うち債券関係損益 | 908 | 5,113 | 4,205 |
| 臨時損益 | 1,556 | 182 | 1,374 |
| 株式関係損益 | 404 | 1,143 | 739 |
| 不良債権処理損失 | 1,710 | 817 | 893 |
| 貸出金償却 | 499 | 674 | 175 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | 1,106 | | 1,106 |
| バルクセール売却損 | 105 | | 105 |
| その他の債権売却損等 | | 143 | 143 |
| その他臨時損益 | 250 | 508 | 258 |
| 経常利益 | 3,422 | 735 | 2,687 |
| 特別損益 | 95 | 1,101 | 1,196 |
| 固定資産処分損益 | 16 | 105 | 89 |
| 貸倒引当金戻入益 | | 803 | 803 |
| 償却債権取立益 | 149 | 423 | 274 |
| 減損損失 | 25 | 19 | 6 |
| 睡眠預金払戻損失引当金繰入額 | 203 | | 203 |
| 税引前中間純利益 | 3,327 | 1,836 | 1,491 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14 | 24 | 10 |
| 法人税等調整額 | 1,084 | 196 | 888 |
| 中間純利益 | 2,229 | 1,616 | 613 |

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

- 5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減 (%) (B) - (A) |
|------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| (1) 資金運用利回 | 1.72 | 1.71 | 0.01 |
| (イ) 貸出金利回 | 2.24 | 2.22 | 0.02 |
| (ロ) 有価証券利回 | 1.09 | 1.07 | 0.02 |
| (2) 資金調達原価 | 1.54 | 1.54 | 0.00 |
| (イ) 預金等利回 | 0.24 | 0.30 | 0.06 |
| (ロ) 外部負債利回 | 1.77 | 1.72 | 0.05 |
| (3) 総資金利鞘 | - | 0.18 | 0.01 |

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE (単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減 (%) (B) - (A) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前) | 12.19 | 2.79 | 9.40 |
| 業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前) | 12.19 | 2.79 | 9.40 |
| 業務純益ベース | 12.76 | 2.79 | 9.97 |
| 中間純利益ベース | 5.71 | 4.91 | 0.80 |

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 預金(未残) | 1,926,026 | 1,924,561 | 1,465 |
| 預金(平残) | 1,889,512 | 1,943,765 | 54,253 |
| 貸出金(未残) | 1,196,323 | 1,193,507 | 2,816 |
| 貸出金(平残) | 1,142,277 | 1,161,598 | 19,321 |

(2) 個人・法人別預金残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 個人 | 1,381,117 | 1,408,008 | 26,891 |
| 法人 | 466,470 | 430,952 | 35,518 |
| その他 | 78,439 | 85,601 | 7,162 |
| 合計 | 1,926,026 | 1,924,561 | 1,465 |

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|----------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 消費者ローン残高 | 365,681 | 361,460 | 4,221 |
| 住宅ローン残高 | 328,636 | 327,518 | 1,118 |
| その他ローン残高 | 37,045 | 33,941 | 3,104 |

(4) 中小企業等貸出金

| | | 前中間会計期間 (A) | 当中間会計期間 (B) | 増減 (B) - (A) |
|--------------|-----|----------------|----------------|-----------------|
| 中小企業等貸出金残高 | 百万円 | 960,639 | 921,890 | 38,749 |
| 総貸出金残高 | 百万円 | 1,196,323 | 1,193,507 | 2,816 |
| 中小企業等貸出金比率 | / % | 80.29 | 77.24 | 3.05 |
| 中小企業等貸出先件数 | 件 | 64,986 | 63,760 | 1,226 |
| 総貸出先件数 | 件 | 65,162 | 63,963 | 1,199 |
| 中小企業等貸出先件数比率 | / % | 99.72 | 99.68 | 0.04 |

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

| 種類 | 前中間会計期間 | | 当中間会計期間 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 口数(件) | 金額(百万円) | 口数(件) | 金額(百万円) |
| 手形引受 | 42 | 55 | 10 | 33 |
| 信用状 | 155 | 1,866 | 92 | 1,780 |
| 保証 | 764 | 7,822 | 785 | 7,626 |
| 計 | 961 | 9,744 | 887 | 9,439 |

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成19年9月30日 | 平成20年9月30日 |
|-------------------|------------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 24,484 | 24,488 |
| | うち非累積的永久優先株 | | |
| | 新株式申込証拠金 | | |
| | 資本剰余金 | 16,912 | 16,915 |
| | 利益剰余金 | 29,362 | 31,570 |
| | 自己株式() | 155 | 567 |
| | 自己株式申込証拠金 | | |
| | 社外流出予定額() | 1,021 | |
| | その他有価証券の評価差損() | | 6,057 |
| | 為替換算調整勘定 | | |
| | 新株予約権 | | |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 921 | 1,031 |
| | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | | |
| | 営業権相当額() | | |
| | のれん相当額() | | |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産相当額() | | |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() | | |
| | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額) | | |
| | 繰延税金資産の控除金額() | | |
| | 計 (A) | 70,502 | 67,382 |
| 補完的項目 (Tier 2) | うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1) | | |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額 | 3,230 | 3,224 |
| | 一般貸倒引当金 | 3,791 | 4,035 |
| | 負債性資本調達手段等 | 25,059 | 23,539 |
| | うち永久劣後債務(注2) | | |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 25,059 | 23,539 |
| | 計 | 32,081 | 30,799 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 32,081 | 30,799 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | 152 | 0 |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) (D) | 102,431 | 98,182 |

| 項目 | | 平成19年9月30日 | 平成20年9月30日 |
|-------------------------------|----------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 862,518 | 875,787 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 12,296 | 15,753 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 874,815 | 891,541 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F) | 72,263 | 74,799 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 5,781 | 5,983 |
| | 計 (E)+(F) (H) | 947,078 | 966,340 |
| 連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%) | | 10.81 | 10.16 |
| (参考) Tier 1 比率 = A/H × 100(%) | | 7.44 | 6.97 |

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成19年9月30日 | 平成20年9月30日 |
|---------------------------------|------------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 24,484 | 24,488 |
| | うち非累積的永久優先株 | | |
| | 新株式申込証拠金 | | |
| | 資本準備金 | 16,910 | 16,914 |
| | その他資本剰余金 | 0 | 0 |
| | 利益準備金 | 12,443 | 12,443 |
| | その他利益剰余金 | 15,622 | 17,764 |
| | その他 | | |
| | 自己株式() | 155 | 567 |
| | 自己株式申込証拠金 | | |
| | 社外流出予定額() | 1,021 | |
| | その他有価証券の評価差損() | | 6,278 |
| | 新株予約権 | | |
| | 営業権相当額() | | |
| | のれん相当額() | | |
| | 企業結合により計上される無形固定資産相当額() | | |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() | | |
| | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額) | | |
| | 繰延税金資産の控除金額() | | |
| | 計 (A) | 68,284 | 64,765 |
| 補完的項目 (Tier 2) | うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1) | | |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額 | 3,230 | 3,224 |
| | 一般貸倒引当金 | 3,421 | 3,601 |
| | 負債性資本調達手段等 | 25,059 | 23,539 |
| | うち永久劣後債務(注2) | | |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 25,059 | 23,539 |
| 計 | 31,711 | 30,366 | |
| うち自己資本への算入額 (B) | 31,711 | 30,366 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | 152 | 0 |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) (D) | 99,843 | 95,132 |
| リスク・ アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 849,806 | 863,909 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 12,266 | 15,728 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 862,073 | 879,638 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F) | 69,856 | 72,066 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 5,588 | 5,765 |
| 計 (E) + (F) (H) | 931,930 | 951,704 | |
| 単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%) | | 10.71 | 9.99 |
| (参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%) | | 7.32 | 6.80 |

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

| 債権の区分 | 平成19年9月30日 | 平成20年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
| | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 62 | 72 |
| 危険債権 | 359 | 302 |
| 要管理債権 | 50 | 60 |
| 正常債権 | 11,856 | 11,875 |

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 600,000,000 |
| 計 | 600,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成20年11月26日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 255,928,022 | 255,928,022 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式 |
| 計 | 255,928,022 | 255,928,022 | | |

(注) 提出日現在発行数には、平成20年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、平成13年改正旧商法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 3,566 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 15,504,347 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 230 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年7月1日～ 平成23年9月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 230 資本組入額 115 |
| 新株予約権の行使の条件 | 当行が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできないものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、本社債の社債権者から各本社債の全額の償還に代えて各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |
| 新株予約権付社債の残高(百万円) | 3,566 |

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-----------------------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成20年7月1日～ 平成20年9月30日(注) | 26 | 255,928 | 2,999 | 24,488,053 | 3,000 | 16,914,410 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---------------------------------|-------------------|---------------|------------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 22,289 | 8.70 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 12,162 | 4.75 |
| 三星金属工業株式会社 | 新潟県燕市大字小関736番地 | 10,039 | 3.92 |
| 株式会社損害保険ジャパン | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 | 9,350 | 3.65 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 6,425 | 2.51 |
| 株式会社みずほコーポレート 銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 6,155 | 2.40 |
| 北越銀行従業員持株会 | 新潟県長岡市大手通二丁目2番地14 | 5,259 | 2.05 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 | 5,097 | 1.99 |
| 坂井商事株式会社 | 新潟県長岡市石動南町3番地15 | 4,347 | 1.69 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 3,965 | 1.54 |
| 計 | | 85,089 | 33.24 |

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 22,289千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) 6,425千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 3,965千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 2,255,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 251,453,000 | 251,453 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,220,022 | | 一単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 255,928,022 | | |
| 総株主の議決権 | | 251,453 | |

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式171株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社北越銀行 | 新潟県長岡市大手通二丁目2番地14 | 2,255,000 | | 2,255,000 | 0.88 |
| 計 | | 2,255,000 | | 2,255,000 | 0.88 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 255 | 275 | 275 | 256 | 254 | 233 |
| 最低(円) | 219 | 246 | 243 | 231 | 228 | 202 |

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) | 就任 年月日 |
|-----|----|-------|-------------|---|-------------------------|---------------|-----------|
| 監査役 | | 北村 敏雄 | 昭和25年3月20日生 | 昭和52年10月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所 昭和56年3月 公認会計士開業登録 平成元年12月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)退所 平成2年1月 公認会計士事務所開設 平成2年3月 税理士登録 平成3年10月 長岡市監査委員就任(現職) 平成18年6月 株式会社北越銀行補欠監査役 平成20年9月 株式会社北越銀行監査役(現職) | 平成20年9月 から3年10月 月 | | 平成20年9月1日 |

(2) 退任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|-----|----|-------|-----------|
| 監査役 | | 近藤 僚三 | 平成20年9月1日 |

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|----------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | 65,842 | 59,096 | 73,362 |
| コールローン及び買入手形 | 110,309 | 1,315 | 185,770 |
| 買入金銭債権 | 0 | - | 0 |
| 商品有価証券 | 1,076 | 1,062 | 1,019 |
| 金銭の信託 | 16 | 17 | 16 |
| 有価証券 | 6, 14 677,700 | 6, 14 748,945 | 6, 14 591,654 |
| 貸出金 | 1, 2, 3, 4, 5, 7 1,187,690 | 1, 2, 3, 4, 5, 7 1,185,234 | 1, 2, 3, 4, 5, 7 1,169,420 |
| 外国為替 | 5 1,750 | 5 2,798 | 5 2,576 |
| リース債権及びリース投資資産 | - | 6 12,637 | - |
| その他資産 | 6 19,188 | 6 32,994 | 6 22,746 |
| 有形固定資産 | 8, 9, 10 44,220 | 8, 9 31,546 | 8, 9, 10 43,892 |
| 無形固定資産 | 2,567 | 942 | 2,585 |
| 繰延税金資産 | 13,338 | 19,690 | 19,548 |
| 支払承諾見返 | 9,773 | 9,465 | 9,452 |
| 貸倒引当金 | 16,537 | 12,730 | 15,729 |
| 資産の部合計 | 2,116,938 | 2,093,015 | 2,106,317 |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | 6 1,923,123 | 6 1,921,391 | 6 1,947,318 |
| 譲渡性預金 | 52,330 | 19,480 | 26,560 |
| コールマネー及び売渡手形 | - | 6 12,071 | - |
| 債券貸借取引受入担保金 | - | 6 3,882 | 6 2,885 |
| 借入金 | 6, 11 14,299 | 6, 11 12,175 | 6, 11 13,146 |
| 外国為替 | 118 | 226 | 258 |
| 社債 | 12 15,000 | 12 15,000 | 12 15,000 |
| 新株予約権付社債 | 13 3,574 | 13 3,566 | 13 3,572 |
| その他負債 | 13,137 | 19,438 | 15,339 |
| 賞与引当金 | 1,009 | 943 | 1,037 |
| 役員賞与引当金 | - | - | 45 |
| 退職給付引当金 | 17 | 18 | 15 |
| 役員退職慰労引当金 | 198 | 235 | 246 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 203 | 224 | 270 |
| 偶発損失引当金 | - | 254 | 85 |
| 利息返還損失引当金 | 49 | 87 | 52 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 8 4,638 | 8 4,615 | 8 4,617 |
| 支払承諾 | 9,773 | 9,465 | 9,452 |
| 負債の部合計 | 2,037,473 | 2,023,077 | 2,039,902 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|--------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 24,484 | 24,488 | 24,485 |
| 資本剰余金 | 16,912 | 16,915 | 16,913 |
| 利益剰余金 | 29,362 | 31,570 | 30,687 |
| 自己株式 | 155 | 567 | 167 |
| 株主資本合計 | 70,602 | 72,407 | 71,919 |
| その他有価証券評価差額金 | 5,294 | 6,134 | 9,145 |
| 繰延ヘッジ損益 | 3 | 5 | 4 |
| 土地再評価差額金 | ⁸ 2,540 | ⁸ 2,550 | ⁸ 2,508 |
| 評価・換算差額等合計 | 7,832 | 3,578 | 6,641 |
| 少数株主持分 | 1,030 | 1,108 | 1,136 |
| 純資産の部合計 | 79,465 | 69,938 | 66,414 |
| 負債及び純資産の部合計 | 2,116,938 | 2,093,015 | 2,106,317 |

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-------------------|---|---|---|
| 経常収益 | 29,484 | 29,273 | 58,058 |
| 資金運用収益 | 17,812 | 17,834 | 35,498 |
| (うち貸出金利息) | 12,916 | 12,993 | 26,177 |
| (うち有価証券利息配当金) | 4,323 | 4,481 | 8,290 |
| 役務取引等収益 | 4,097 | 3,609 | 7,574 |
| その他業務収益 | 5,691 | 5,561 | 12,313 |
| その他経常収益 | 1,882 | 2,267 | 2,671 |
| 経常費用 | 25,667 | 28,186 | 51,663 |
| 資金調達費用 | 3,098 | 3,503 | 6,569 |
| (うち預金利息) | 2,393 | 3,048 | 5,319 |
| 役務取引等費用 | 1,239 | 1,285 | 2,526 |
| その他業務費用 | 5,018 | 7,729 | 10,296 |
| 営業経費 | 13,552 | 13,434 | 27,090 |
| その他経常費用 | 2,758 | 2,233 | 5,180 |
| 経常利益 | 3,816 | 1,086 | 6,394 |
| 特別利益 | 269 | 1,030 | 1,479 |
| 固定資産処分益 | 117 | 8 | 121 |
| 貸倒引当金戻入益 | - | 596 | 176 |
| 償却債権取立益 | 151 | 424 | 1,181 |
| 特別損失 | 362 | 133 | 701 |
| 固定資産処分損 | 133 | 113 | 243 |
| 減損損失 | 25 | 19 | 188 |
| その他の特別損失 | 203 | - | 270 |
| 税金等調整前中間純利益 | 3,723 | 1,983 | 7,171 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 217 | 191 | 184 |
| 法人税等調整額 | 1,025 | 128 | 2,177 |
| 法人税等合計 | - | 320 | - |
| 少数株主利益又は少数株主損失() | 27 | 9 | 42 |
| 中間純利益 | 2,452 | 1,672 | 4,767 |

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|---------------|---|---|--|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 24,455 | 24,485 | 24,455 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 28 | 2 | 29 |
| 当中間期変動額合計 | 28 | 2 | 29 |
| 当中間期末残高 | 24,484 | 24,488 | 24,485 |
| 資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 16,883 | 16,913 | 16,883 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 28 | 3 | 29 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 28 | 2 | 29 |
| 当中間期末残高 | 16,912 | 16,915 | 16,913 |
| 利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 27,576 | 30,687 | 27,576 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | 765 | 765 | 1,786 |
| 中間純利益 | 2,452 | 1,672 | 4,767 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 98 | 23 | 130 |
| 当中間期変動額合計 | 1,785 | 883 | 3,111 |
| 当中間期末残高 | 29,362 | 31,570 | 30,687 |
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | 139 | 167 | 139 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | 17 | 403 | 30 |
| 自己株式の処分 | 0 | 3 | 2 |
| 当中間期変動額合計 | 16 | 399 | 28 |
| 当中間期末残高 | 155 | 567 | 167 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 68,776 | 71,919 | 68,776 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 57 | 6 | 59 |
| 剰余金の配当 | 765 | 765 | 1,786 |
| 中間純利益 | 2,452 | 1,672 | 4,767 |
| 自己株式の取得 | 17 | 403 | 30 |
| 自己株式の処分 | 0 | 2 | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 98 | 23 | 130 |
| 当中間期変動額合計 | 1,825 | 488 | 3,142 |
| 当中間期末残高 | 70,602 | 72,407 | 71,919 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-----------------------|---|---|--|
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 8,720 | 9,145 | 8,720 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3,426 | 3,011 | 17,866 |
| 当中間期変動額合計 | 3,426 | 3,011 | 17,866 |
| 当中間期末残高 | 5,294 | 6,134 | 9,145 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | 3 | 4 | 3 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 0 | 9 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 9 | 0 |
| 当中間期末残高 | 3 | 5 | 4 |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 2,639 | 2,508 | 2,639 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 98 | 41 | 130 |
| 当中間期変動額合計 | 98 | 41 | 130 |
| 当中間期末残高 | 2,540 | 2,550 | 2,508 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | 11,356 | 6,641 | 11,356 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3,524 | 3,062 | 17,997 |
| 当中間期変動額合計 | 3,524 | 3,062 | 17,997 |
| 当中間期末残高 | 7,832 | 3,578 | 6,641 |
| 少数株主持分 | | | |
| 前期末残高 | 1,034 | 1,136 | 1,034 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3 | 28 | 102 |
| 当中間期変動額合計 | 3 | 28 | 102 |
| 当中間期末残高 | 1,030 | 1,108 | 1,136 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-----------------------|---|---|--|
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 81,167 | 66,414 | 81,167 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 57 | 6 | 59 |
| 剰余金の配当 | 765 | 765 | 1,786 |
| 中間純利益 | 2,452 | 1,672 | 4,767 |
| 自己株式の取得 | 17 | 403 | 30 |
| 自己株式の処分 | 0 | 2 | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 98 | 23 | 130 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 3,528 | 3,034 | 17,894 |
| 当中間期変動額合計 | 1,702 | 3,523 | 14,752 |
| 当中間期末残高 | 79,465 | 69,938 | 66,414 |

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-------------------------|---|---|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前中間純利益 | 3,723 | 1,983 | 7,171 |
| 減価償却費 | 3,362 | 1,051 | 7,029 |
| 減損損失 | 25 | 19 | 188 |
| 貸倒引当金の増減() | 1,063 | 410 | 1,188 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 9 | 93 | 17 |
| 役員賞与引当金の増減額(は減少) | 40 | 45 | 5 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 2 | 2 | 0 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) | 216 | 10 | 168 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少) | 203 | 46 | 270 |
| 偶発損失引当金の増減額(は減少) | - | 169 | 85 |
| 利息返還損失引当金の増減額(は減少) | 17 | 34 | 20 |
| 資金運用収益 | 17,812 | 17,834 | 35,498 |
| 資金調達費用 | 3,098 | 3,503 | 6,569 |
| 有価証券関係損益() | 484 | 3,969 | 1,822 |
| 為替差損益(は益) | 7 | 10 | 0 |
| 固定資産処分損益(は益) | 16 | 105 | 121 |
| 貸出金の純増()減 | 9,680 | 18,401 | 7,655 |
| リース債権及びリース投資資産の純増()減 | - | 587 | - |
| 預金の純増減() | 575 | 25,927 | 24,770 |
| 譲渡性預金の純増減() | 25,250 | 7,080 | 520 |
| 借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減() | 507 | 29 | 645 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増()減 | 261 | 2,988 | 21 |
| コールローン等の純増()減 | 39,412 | 184,455 | 36,049 |
| コールマネー等の純増減() | - | 12,071 | - |
| 債券貸借取引受入担保金の純増減() | 10,416 | 997 | 7,531 |
| 外国為替(資産)の純増()減 | 9 | 222 | 835 |
| 外国為替(負債)の純増減() | 7 | 31 | 147 |
| 資金運用による収入 | 17,706 | 17,650 | 36,116 |
| 資金調達による支出 | 2,004 | 2,578 | 4,488 |
| その他 | 1,160 | 427 | 500 |
| 小計 | 53,837 | 157,357 | 6,922 |
| 法人税等の支払額 | 176 | 147 | 205 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 53,661 | 157,210 | 6,717 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-------------------------|---|---|--|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有価証券の取得による支出 | 400,885 | 444,634 | 1,194,324 |
| 有価証券の売却による収入 | 300,042 | 244,257 | 1,117,235 |
| 有価証券の償還による収入 | 53,434 | 33,927 | 89,109 |
| 金銭の信託の増加による支出 | 0 | 0 | 0 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 4,136 | 613 | 7,719 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 521 | 860 | 772 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 661 | 137 | 1,010 |
| その他 | 2 | 7 | 2 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 51,682 | 166,333 | 4,060 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 劣後特約付借入金の返済による支出 | - | 1,000 | - |
| 配当金の支払額 | 764 | 765 | 1,785 |
| 少数株主への配当金の支払額 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の取得による支出 | 17 | 403 | 30 |
| 自己株式の売却による収入 | 0 | 3 | 2 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 782 | 2,165 | 1,813 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 7 | 10 | 0 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 1,204 | 11,277 | 8,964 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 43,392 | 52,357 | 43,392 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 44,597 | 41,079 | 52,357 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--------------------------------|--|---|---|
| 1 連結の範囲に関する事項 | (1) 連結子会社 5社 連結子会社名 北越ビジネス株式会社 北越リース株式会社 北越カード株式会社 北越信用保証株式会社 株式会社ホクギン経済 研究所 (2) 非連結子会社 0社 | (1) 連結子会社 5社 連結子会社名 同 左 (2) 非連結子会社 0社 | (1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名は、 「第1 企業の概況 4 関 係会社の状況」に記載し ているため省略しまし た。 (2) 非連結子会社 0社 |
| 2 持分法の適用に関する事項 | 該当ありません。 | 同 左 | 同 左 |
| 3 連結子会社の(中 間)決算日等に関する 事項 | 連結子会社の中間決算日 はすべて9月末日でありま す。 | 同 左 | 連結子会社の決算日はす べて3月末日であります。 |
| 4 開示対象特別目的 会社に関する事項 | | 該当ありません。 | |
| 5 会計処理基準に関 する事項 | (1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 商品有価証券の評価は、 時価法(売却原価は主と して移動平均法により算 定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい ては移動平均法による償 却原価法(定額法)、その 他有価証券のうち時価の あるものについては中間 連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原 価は主として移動平均法 により算定)、時価のない ものについては移動平均 法による原価法又は償却 原価法により行っており ます。 なお、その他有価証券の 評価差額については、全 部純資産直入法により処 理しております。 | (1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい ては移動平均法による償 却原価法(定額法)、その 他有価証券のうち時価の あるものについては中間 連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原 価は主として移動平均法 により算定)、時価のない ものについては移動平均 法による原価法又は償却 原価法により行っており ます。 なお、その他有価証券の 評価差額については、全 部純資産直入法により処 理しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間末 の変動利付国債の評価に おいて、市場価格と合理 的に算定された価額との 間に著しい乖離が生じ、 市場価格が公正な評価額 を示していないと判断さ れるものについては、合 理的に算定された価額に よっております。 | (1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい ては移動平均法による償 却原価法(定額法)、その 他有価証券のうち時価の あるものについては連結 決算日の市場価格等に基づ く時価法(売却原価は 主として移動平均法によ り算定)、時価のないもの については移動平均法に よる原価法又は償却原価 法により行っておりま す。 なお、その他有価証券の 評価差額については、全 部純資産直入法により処 理しております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|--|---|--|--|
| | | これにより、市場価格によった場合と比べ、有価証券は14,723百万円増加し、繰延税金資産は436百万円減少しており、その他有価証券評価差額金は14,287百万円増加しております。 | |
| | (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 | (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 | (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 |
| | (4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：3年～15年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。また、連結子会社のリース資産については、リース契約期間に基づき、定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ182百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連 | (4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 その他：3年～15年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 | (4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：3年～15年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。また、連結子会社のリース資産については、リース契約期間に基づき、定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ458百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|---|---|---|
| | <p>結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> | <p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> | <p>無形固定資産 同 左</p> |
| | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|--|--|--|
| | <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権はありません。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部営業関連部署において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部署等において第二次の査定を実施した上で、営業関連部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,994百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> | <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権はありません。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部営業関連部署において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部署等において第二次の査定を実施した上で、営業関連部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,323百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> | <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権はありません。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部営業関連部署において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部署等において第二次の査定を実施した上で、営業関連部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,910百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> |
| | (6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 | (6) 賞与引当金の計上基準 同 左 | (6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 |
| | | | (7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|---|---|--|
| | <p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>当行の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間連結会計期間末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間連結貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであり、過去勤務債務はありません。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(3,791百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>連結子会社の退職給付引当金に関しては、簡便法を適用しておりますが、退職給付会計導入以前から同様の処理を行っていたため、会計基準変更時差異は生じておりません。</p> | <p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p> | <p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>当行の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として連結貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであり、過去勤務債務はありません。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(3,791百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>連結子会社の退職給付引当金に関しては、簡便法を適用しておりますが、退職給付会計導入以前から同様の処理を行っていたため、会計基準変更時差異は生じておりません。</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|---|---|---|
| | <p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用として計上していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の適用により役員賞与が費用処理されることとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前連結会計年度の下期より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金に計上する方法に変更しております。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、当中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、経常利益は43百万円、税金等調整前中間純利益は369百万円多く計上されております。</p> | <p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> | <p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|--|--|--|
| | <p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当行が負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間より過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、睡眠預金払戻損失引当金繰入額203百万円を特別損失に計上しており、従来の方法に比べ税金等調整前中間純利益は同額減少しております。</p> | <p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当行が負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を計上しております。</p> | <p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当行が負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度より過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、睡眠預金払戻損失引当金繰入額270百万円を特別損失に計上しており、従来の方法に比べ税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|---|--|---|
| | | (11)偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、当行が信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 | (11)偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、当行が信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。 (追加情報) 平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、当連結会計年度より、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。 これにより、その他経常費用は85百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 |
| | (12)利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を合理的に見積もり、当該見積返還額を計上しております。 (追加情報) 前連結会計年度の下期より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日)に基づき返還見込額を合理的に見積もり、当該見積返還額を利息返還損失引当金に計上しております。なお、前中間連結会計期間は利息返還損失引当金を計上しておりませんが、当中間連結会計期間と同一の方法によった場合における影響は軽微であります。 | (12)利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を合理的に見積もり、当該見積返還額を計上しております。 | (12)利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を合理的に見積もり、当該見積返還額を計上しております。 |
| | (13)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 | (13)外貨建資産・負債の換算基準 同 左 | (13)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-------------------------------|--|---|---|
| | (14)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 | | (14)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 |
| | | (15)リース取引の収益・費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。 | |
| | (16)重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 | (16)重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ 同 左 | (16)重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ 同 左 |
| | (17)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | (17)消費税等の会計処理 同 左 | (17)消費税等の会計処理 同 左 |
| 6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。 | 同 左 | 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|---|--|---|
| | <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、リース債権及びリース投資資産が12,637百万円増加し、有形固定資産は11,219百万円、無形固定資産は1,418百万円それぞれ減少しております。なお、これによる中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高で取得したものととして、リース資産に計上する方法によっております。</p> <p>(貸主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の帳簿価額で、リース投資資産に計上する方法によっております。</p> | <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

| 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は803百万円、延滞債権額は41,321百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は388百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,708百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,221百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> | <p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,094百万円、延滞債権額は36,060百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は402百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,681百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,238百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> | <p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,119百万円、延滞債権額は38,119百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は384百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,939百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,563百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|---|---|---|
| <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,634百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 17,957百万円 その他資産 2百万円 リース料債権 5,537百万円 なお、リース料債権は期末に未経過リース期間にかかわるリース料と相殺しており、中間連結貸借対照表上残高はありません。 担保資産に対応する債務 預金 3,208百万円 借入金 5,206百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券46,804百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は96百万円、敷金は116百万円あります。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、440,512百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが440,337百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、</p> | <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,343百万円です。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 33,832百万円 その他資産 2百万円 リース債権及びリース投資資産 4,553百万円 担保資産に対応する債務 預金 12,783百万円 コールマネー及び売渡手形 10,000百万円 債券貸借取引受入担保金 3,882百万円 借入金 4,266百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,639百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は93百万円、敷金は116百万円あります。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、464,530百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが464,303百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、</p> | <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,895百万円です。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 20,705百万円 その他資産 2百万円 リース料債権 5,083百万円 なお、リース料債権は期末に未経過リース期間にかかわるリース料と相殺しており、連結貸借対照表上残高はありません。 担保資産に対応する債務 預金 11,757百万円 債券貸借取引受入担保金 2,885百万円 借入金 4,510百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券46,521百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は100百万円、敷金は118百万円あります。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、474,874百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが474,845百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,125百万円</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 56,198百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,807百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,000百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>13 新株予約権付社債は全額、劣後特約付であります。</p> | <p>債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,266百万円</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 29,511百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 7,000百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>13 新株予約権付社債は全額、劣後特約付であります。</p> | <p>債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,110百万円</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 55,122百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,807百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,000百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>13 新株予約権付社債は全額、劣後特約付であります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|---|---|---|
| 14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は23,851百万円です。 | 14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は24,443百万円です。 | 14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は25,435百万円です。 |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---------------|------|----|---------------|------|----|----|-----|--|----------|----|----|--|--|--------|-----|------|-----|----|---|--|---------|----|---|--|--|--------|---|----|--|--|-----|--|--|--|--------|--|--|--|----|--|--|--|--------|--|--|--|-----|
| 1 その他経常費用には、貸出金償却762百万円、貸倒引当金繰入額943百万円及び株式等償却580百万円を含んでおります。 | 1 その他経常費用には、貸出金償却1,306百万円、株式等償却167百万円を含んでおります。 | 1 その他経常費用には、貸出金償却2,927百万円、株式等償却654百万円を含んでおります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額188百万円（うち土地41百万円、建物146百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県内</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資産及び11カ所</td> <td>建物</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(うち建物)</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>新潟県外</td> <td>営業用</td> <td>土地</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>店舗及び1カ所</td> <td>建物</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(うち建物)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>(うち土地)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>41</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>(うち建物)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>146</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 (百万円) | 新潟県内 | 遊休 | 土地 | 182 | | 資産及び11カ所 | 建物 | 38 | | | (うち建物) | 143 | 新潟県外 | 営業用 | 土地 | 5 | | 店舗及び1カ所 | 建物 | 2 | | | (うち建物) | 3 | 合計 | | | 188 | | | | (うち土地) | | | | 41 | | | | (うち建物) | | | | 146 |
| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県内 | 遊休 | 土地 | 182 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資産及び11カ所 | 建物 | 38 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (うち建物) | 143 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県外 | 営業用 | 土地 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 店舗及び1カ所 | 建物 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (うち建物) | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 188 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | (うち土地) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | (うち建物) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 146 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 その他の特別損失は、睡眠預金払戻損失引当金繰入額203百万円です。 | | 3 その他の特別損失は、睡眠預金払戻損失引当金繰入額270百万円です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前連結会計年度 末株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 255,645 | 247 | | 255,893 | (注)1 |
| 合計 | 255,645 | 247 | | 255,893 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 506 | 57 | 2 | 561 | (注)2 |
| 合計 | 506 | 57 | 2 | 561 | |

- (注)1 増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株予約権の行使による新株の発行による増加 247千株
- 2 増加数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 57千株
減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の売渡しによる減少 2千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 765 | 3.00 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日 |

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|--------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成19年11月15日 取締役会 | 普通株式 | 1,021 | その他利益 剰余金 | 4.00 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前連結会計年度 末株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 255,901 | 26 | | 255,928 | (注) 1 |
| 合計 | 255,901 | 26 | | 255,928 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 605 | 1,661 | 12 | 2,255 | (注) 2 |
| 合計 | 605 | 1,661 | 12 | 2,255 | |

- (注) 1 増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株予約権の行使による新株の発行による増加 26千株
- 2 増加数の内訳は、次のとおりであります。
自己株式の買付による増加 1,572千株
単元未満株式の買取りによる増加 89千株
- 減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の売渡しによる減少 12千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 765 | 3.00 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間
の未日後となるもの

該当ありません。

前連結会計年度（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前連結会計年度末 株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 255,645 | 256 | | 255,901 | (注) 1 |
| 合計 | 255,645 | 256 | | 255,901 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 506 | 107 | 7 | 605 | (注) 2 |
| 合計 | 506 | 107 | 7 | 605 | |

(注) 1 増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株予約権の行使による新株の発行による増加 256千株

2 増加数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 107千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の売渡しによる減少 7千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 平成19年 6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 765 | 3.00 | 平成19年 3月31日 | 平成19年 6月27日 |
| 平成19年11月15日 取締役会 | 普通株式 | 1,021 | 4.00 | 平成19年 9月30日 | 平成19年12月10日 |

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------------|-------------|
| 平成20年 6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 765 | 利益剰余金 | 3.00 | 平成20年 3月31日 | 平成20年 6月25日 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|---|---|---|
| 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) | 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) | 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) |
| 平成19年 9月30日現在 | 平成20年 9月30日現在 | 平成20年 3月31日現在 |
| 現金預け金勘定 65,842 | 現金預け金勘定 59,096 | 現金預け金勘定 73,362 |
| 定期預け金 100 | 定期預け金 100 | 定期預け金 100 |
| 当座預け金 81 | 当座預け金 167 | 当座預け金 108 |
| 普通預け金 110 | 普通預け金 109 | 普通預け金 106 |
| 別段預け金 1 | 別段預け金 3 | 別段預け金 1 |
| 郵貯預け金 368 | ゆうちょ預け金 136 | 郵貯預け金 114 |
| 外貨預け金 83 | その他預け金 17,500 | 外貨預け金 73 |
| その他預け金 20,500 | 現金及び現金同等物 41,079 | その他預け金 20,500 |
| 現金及び現金同等物 44,597 | | 現金及び現金同等物 52,357 |

[次へ](#)

(リース取引関係)

(借主側)

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|---|--|---|
| | 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 車両その他であります。 無形固定資産 ソフトウェアであります。 (2)リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。 | |
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 27百万円 その他 百万円 合計 27百万円 減価償却累計額相当額 動産 9百万円 その他 百万円 合計 9百万円 減損損失累計額相当額 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 17百万円 その他 百万円 合計 17百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 18百万円 合計 24百万円 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円 | | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 42百万円 その他 51百万円 合計 94百万円 減価償却累計額相当額 動産 12百万円 その他 0百万円 合計 13百万円 減損損失累計額相当額 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 年度末残高相当額 動産 30百万円 その他 50百万円 合計 80百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 20百万円 1年超 68百万円 合計 89百万円 ・リース資産減損勘定の年度末残高 百万円 |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 2百万円 リース資産減損 百万円 勘定の取崩額 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6百万円 リース資産減損 百万円 勘定の取崩額 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 |

(貸主側)

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|---|--|
| <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <p> 動産 19,777百万円</p> <p> その他 1,358百万円</p> <p> 合計 21,136百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p> 動産 9,958百万円</p> <p> その他 518百万円</p> <p> 合計 10,477百万円</p> <p>減損損失累計額</p> <p> 動産 百万円</p> <p> その他 百万円</p> <p> 合計 百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p> 動産 9,819百万円</p> <p> その他 839百万円</p> <p> 合計 10,659百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p> 1年内 3,266百万円</p> <p> 1年超 7,793百万円</p> <p> 合計 11,060百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p> 受取リース料 2,035百万円</p> <p> 減価償却費 1,813百万円</p> <p> 受取利息相当額 208百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> | | <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高</p> <p>取得価額</p> <p> 動産 19,473百万円</p> <p> その他 1,380百万円</p> <p> 合計 20,854百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p> 動産 9,647百万円</p> <p> その他 481百万円</p> <p> 合計 10,129百万円</p> <p>減損損失累計額</p> <p> 動産 百万円</p> <p> その他 百万円</p> <p> 合計 百万円</p> <p>年度末残高</p> <p> 動産 9,826百万円</p> <p> その他 898百万円</p> <p> 合計 10,725百万円</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <p> 1年内 3,269百万円</p> <p> 1年超 7,846百万円</p> <p> 合計 11,115百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p> 受取リース料 4,029百万円</p> <p> 減価償却費 3,596百万円</p> <p> 受取利息相当額 416百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> |

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 前連結会計年度末は、連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------|-----------------------|---------|---------|
| 国債 | | | |
| 地方債 | 5,458 | 5,422 | 35 |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | 8,149 | 8,066 | 83 |
| その他 | 28,925 | 28,316 | 609 |
| 外国債券 | 28,925 | 28,316 | 609 |
| 合計 | 42,534 | 41,805 | 728 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額(百万円) |
|------|-----------|-----------------------|-----------|
| 株式 | 31,956 | 50,869 | 18,912 |
| 債券 | 475,459 | 467,404 | 8,054 |
| 国債 | 365,301 | 357,453 | 7,847 |
| 地方債 | 46,973 | 46,894 | 79 |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | 63,184 | 63,056 | 127 |
| その他 | 93,080 | 90,870 | 2,209 |
| 外国債券 | 57,549 | 55,280 | 2,269 |
| その他 | 35,530 | 35,589 | 59 |
| 合計 | 600,495 | 609,143 | 8,648 |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,048百万円(うち、株式198百万円、外国債券850百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」は、「期末時価が簿価に比べ30%以上下落したこと」としており、当該基準に該当するものについて個々の銘柄の時価の回復可能性の判定を行い、当該有価証券の減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|---------------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,812 |
| 非公募事業債 | 23,851 |
| 投資事業有限責任組合出資金 | 358 |

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------|-----------------------|---------|---------|
| 国債 | | | |
| 地方債 | 4,810 | 4,800 | 10 |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | 6,423 | 6,386 | 37 |
| その他 | 20,071 | 19,447 | 624 |
| 外国債券 | 20,071 | 19,447 | 624 |
| 合計 | 31,305 | 30,633 | 672 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額(百万円) |
|------|-----------|-----------------------|-----------|
| 株式 | 31,869 | 32,338 | 468 |
| 債券 | 565,531 | 565,690 | 158 |
| 国債 | 396,033 | 396,713 | 679 |
| 地方債 | 77,370 | 77,468 | 98 |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | 92,126 | 91,507 | 619 |
| その他 | 104,061 | 92,976 | 11,084 |
| 外国債券 | 63,474 | 60,124 | 3,350 |
| その他 | 40,587 | 32,852 | 7,734 |
| 合計 | 701,462 | 691,004 | 10,457 |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、変動利付国債の評価において、市場価格と合理的に算定された価額との間に著しい乖離が生じ、市場価格が公正な評価額を示していないと判断されるものについては、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によった場合と比べ、国債の中間連結貸借対照表計上額及び評価差額はそれぞれ14,723百万円増加しております。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,042百万円(うち、株式147百万円、外国債券1,650百万円、その他245百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」は、「期末時価が簿価に比べ30%以上下落したこと」としており、当該基準に該当するものについて個々の銘柄の時価の回復可能性の判定を行い、当該有価証券の減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|---------------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,678 |
| 非公募集業債 | 24,643 |
| 投資事業有限責任組合出資金 | 313 |

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円) |
|----------|-----------------|--------------------------|
| 売買目的有価証券 | 1,019 | 8 |

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|------|-----------------|---------|---------|----------|----------|
| 国債 | | | | | |
| 地方債 | 5,134 | 5,174 | 40 | 40 | |
| 短期社債 | | | | | |
| 社債 | 6,946 | 6,980 | 34 | 70 | 35 |
| その他 | 25,005 | 24,894 | 111 | 78 | 190 |
| 外国債券 | 25,005 | 24,894 | 111 | 78 | 190 |
| 合計 | 37,086 | 37,049 | 36 | 188 | 225 |

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

| | 取得原価(百万円) | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 評価差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|------|-----------|-----------------|-----------|----------|----------|
| 株式 | 33,233 | 37,538 | 4,305 | 7,896 | 3,591 |
| 債券 | 409,248 | 399,574 | 9,673 | 950 | 10,624 |
| 国債 | 291,379 | 281,341 | 10,037 | 192 | 10,230 |
| 地方債 | 37,697 | 37,874 | 177 | 184 | 7 |
| 短期社債 | | | | | |
| 社債 | 80,172 | 80,358 | 185 | 572 | 386 |
| その他 | 97,630 | 89,804 | 7,825 | 180 | 8,006 |
| 外国債券 | 62,199 | 60,403 | 1,796 | 89 | 1,886 |
| その他 | 35,430 | 29,401 | 6,028 | 91 | 6,120 |
| 合計 | 540,112 | 526,918 | 13,194 | 9,027 | 22,221 |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、1,431百万円(うち、株式272百万円、外国債券999百万円、その他158百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」は、「期末時価が簿価に比べ30%以上下落した事」としており、当該基準に該当するものについて個々の銘柄の時価の回復可能性の判定を行い、当該有価証券の減損処理を行っております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---------|-----------|--------------|--------------|
| その他有価証券 | 1,103,895 | 3,368 | 3,358 |

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

| | 金額(百万円) |
|---------------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,698 |
| 非公募事業債 | 25,635 |
| 投資事業有限責任組合出資金 | 316 |

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

| | 1年以内(百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超(百万円) |
|------|-----------|------------------|-------------------|-----------|
| 債券 | 84,833 | 120,767 | 117,296 | 114,392 |
| 国債 | 38,095 | 48,364 | 82,921 | 111,959 |
| 地方債 | 17,797 | 19,158 | 6,053 | |
| 短期社債 | | | | |
| 社債 | 28,940 | 53,245 | 28,321 | 2,433 |
| その他 | 4,008 | 24,492 | 58,143 | 3,303 |
| 外国債券 | 4,008 | 22,708 | 55,388 | 3,303 |
| その他 | | 1,784 | 2,755 | |
| 合計 | 88,841 | 145,260 | 175,440 | 117,696 |

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額(百万円) |
|-----------|-----------|-----------------------|-----------|
| その他の金銭の信託 | 16 | 16 | |

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額(百万円) |
|-----------|-----------|-----------------------|-----------|
| その他の金銭の信託 | 17 | 17 | |

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

| | 取得原価(百万円) | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|-----------|-----------|---------------------|-----------|----------|----------|
| その他の金銭の信託 | 16 | 16 | | | |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 8,648 |
| その他有価証券 | 8,648 |
| その他の金銭の信託 | |
| ()繰延税金負債 | 3,244 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 5,403 |
| ()少数株主持分相当額 | 109 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 5,294 |

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 10,457 |
| その他有価証券 | 10,457 |
| その他の金銭の信託 | |
| (+)繰延税金資産 | 4,400 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 6,057 |
| ()少数株主持分相当額 | 76 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 6,134 |

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 13,194 |
| その他有価証券 | 13,194 |
| その他の金銭の信託 | |
| (+)繰延税金資産 | 4,138 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 9,055 |
| ()少数株主持分相当額 | 90 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 9,145 |

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-----|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 取引所 | 通貨先物 通貨オプション | | | |
| 店頭 | 通貨スワップ 為替予約 | 3,314 | 15 | 15 |
| | 通貨オプション その他 | 108,858 | | 165 |
| | 合計 | | 15 | 181 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年 9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年 9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 通貨先物 通貨オプション | | | |
| 店頭 | 通貨スワップ 為替予約 | 4,224 | 9 | 9 |
| | 通貨オプション その他 | 119,741 | | 102 |
| | 合計 | | 9 | 111 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年 9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年 9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年 9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年 9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

| 区分 | 当連結会計年度(平成20年3月31日現在) |
|------------|--|
| 1 取引の内容 | 当行が行っている主なデリバティブ取引は、金利関連では金利先物取引・金利スワップ取引、通貨関連では為替予約・通貨スワップ取引・通貨オプション取引、株式関連では株価指数先物取引・株価指数オプション取引・株価指数店頭オプション取引、債券関連では債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引であります。 なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。 |
| 2 取組方針 | 当行は、顧客の多様なニーズに応えるとともに、当行自身の金利や為替リスクなど市場リスクの回避を目的とするヘッジ取引を中心に取り組んでおります。また、トレーディング取引においては、行内で定めた規程・方針のもとに、一定の限度額の範囲内で取り組むこととしております。 |
| 3 利用目的 | 当行は、顧客ニーズに対応するとともに、金利や為替の変動リスクを回避することを主たる目的としてデリバティブ取引を利用していますが、さらに、収益機会の多様化をはかるため、一部トレーディング取引を行っております。 |
| 4 リスクの内容 | 当行が利用しているデリバティブ取引から発生するリスクには、取引相手方が契約不履行に陥った場合に発生する信用リスク、金利や為替の変動によって損失が発生する市場リスクなどがあります。当行では、その取引相手方が信用度の高い金融機関、事業法人であることから、信用リスクは極めて低いものと認識しております。なお、信用リスク相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。また、市場リスクについては、取引のほとんどがリスク回避を目的とするヘッジ取引であり、トレーディング取引についても、当行が規定する一定の限度額の範囲内で行っているため、大きな損失を被る可能性は少ないものと認識しております。 |
| 5 リスクの管理体制 | デリバティブ取引は、行内で定めた規程・方針に基づき、ポジション限度額の設定やロスカットルール等の厳格な管理を行っております。さらにリスク管理部署として、総合企画部内に経営管理課を設置し、当行全体のリスクの把握・管理に努めております。なお、有価証券報告書提出日現在では、経営管理課をリスク統括部署として独立させ、リスク統括部といたしております。 |
| 6 その他 | 「取引の時価等に関する事項」における契約額等または想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。 |

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-----|---------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 取引所 | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| 店頭 | 通貨スワップ | | | | |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 2,514 | | 90 | 90 |
| | 買建 | 2,071 | | 70 | 70 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 57,294 | 40,789 | 3,484 | 822 |
| | 買建 | 57,294 | 40,789 | 3,484 | 1,047 |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 合計 | | | 20 | 245 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

[前△](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | 銀行業務 (百万円) | リース業務 (百万円) | 信用保証 業務 (百万円) | その他 業務 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|---------------|----------------|---------------------|--------------------|------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 経常収益 | 25,765 | 3,108 | 268 | 341 | 29,484 | | 29,484 |
| (2) セグメント間の内部 経常収益 | 112 | 497 | 243 | 203 | 1,057 | (1,057) | |
| 計 | 25,877 | 3,605 | 511 | 545 | 30,541 | (1,057) | 29,484 |
| 経常費用 | 22,376 | 3,435 | 371 | 540 | 26,724 | (1,057) | 25,667 |
| 経常利益 | 3,501 | 169 | 140 | 5 | 3,816 | (0) | 3,816 |

- (注) 1 業務区分は連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等
であります。
2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (4)減価償却の方法
有形固定資産」に記載のとおり、当中間連結会計期間から有形固定資産の減価償却の方法を変更してあり
ます。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当中間連結会計期間の「銀行業務」の経常費用が182百万円増
加し、経常利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

| | 銀行業務 (百万円) | リース業務 (百万円) | 信用保証 業務 (百万円) | その他 業務 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|---------------|----------------|---------------------|--------------------|------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 経常収益 | 25,729 | 2,892 | 298 | 352 | 29,273 | | 29,273 |
| (2) セグメント間の内部 経常収益 | 109 | 452 | 243 | 229 | 1,035 | (1,035) | |
| 計 | 25,839 | 3,345 | 542 | 581 | 30,308 | (1,035) | 29,273 |
| 経常費用 | 24,877 | 3,239 | 446 | 657 | 29,221 | (1,034) | 28,186 |
| 経常利益(は経常損失) | 961 | 106 | 95 | 76 | 1,087 | (0) | 1,086 |

- (注) 1 業務区分は連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等
であります。
2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間から
「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基
準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)を適用しております。
なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

| | 銀行業務 (百万円) | リース業務 (百万円) | 信用保証 業務 (百万円) | その他 業務 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|---------------|----------------|---------------------|--------------------|------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 経常収益 | 50,578 | 6,253 | 553 | 673 | 58,058 | | 58,058 |
| (2) セグメント間の内部 経常収益 | 225 | 959 | 487 | 450 | 2,121 | (2,121) | |
| 計 | 50,804 | 7,212 | 1,040 | 1,123 | 60,180 | (2,121) | 58,058 |
| 経常費用 | 44,899 | 7,086 | 719 | 1,079 | 53,785 | (2,121) | 51,663 |
| 経常利益 | 5,905 | 125 | 320 | 43 | 6,394 | (0) | 6,394 |

- (注) 1 業務区分は連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等
であります。
2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (4)減価償却の方法
有形固定資産」に記載のとおり、当連結会計年度から有形固定資産の減価償却の方法を変更しております。こ
の変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の「銀行業務」の経常費用が458百万円増加し、
経常利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び海外支店を有していないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び海外支店を有していないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び海外支店を有していないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

| | | 前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|----------------------------|---|--|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 307.18 | 271.33 | 255.69 |
| 1株当たり 中間(当期)純利益金額 | 円 | 9.60 | 6.56 | 18.67 |
| 潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益金額 | 円 | 9.11 | 6.25 | 17.72 |

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|---|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 79,465 | 69,938 | 66,414 |
| 純資産の部の合計額から控除す る金額(百万円) | 1,030 | 1,108 | 1,136 |
| (うち少数株主持分) | 1,030 | 1,108 | 1,136 |
| 普通株式に係る中間期末(期末) の純資産額(百万円) | 78,434 | 68,829 | 65,277 |
| 1株当たり純資産額の算定に用 いられた中間期末(期末)の普通 株式の数(千株) | 255,332 | 253,672 | 255,296 |

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | | 前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|---|-----|--|--|--|
| 1株当たり中間(当期) 純利益金額 | 円 | 9.60 | 6.56 | 18.67 |
| 中間(当期)純利益 | 百万円 | 2,452 | 1,672 | 4,767 |
| 普通株主に帰属しない 金額 | 百万円 | | | |
| 普通株式に係る 中間(当期)純利益 | 百万円 | 2,452 | 1,672 | 4,767 |
| 普通株式の(中間)期中 平均株式数 | 千株 | 255,266 | 254,738 | 255,292 |
| 潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益金額 | 円 | 9.11 | 6.25 | 17.72 |
| 中間(当期)純利益 調整額 | 百万円 | 16 | 16 | 33 |
| うち支払利息 (税額相当額控除後) | 百万円 | 15 | 15 | 31 |
| 普通株式増加数 | 千株 | 15,633 | 15,518 | 15,582 |
| うち新株予約権付 社債 | 千株 | 15,633 | 15,518 | 15,582 |
| 希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益金 額の算定に含めなかった 潜在株式の概要 | | | | |

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

| (単位：百万円) | |
|---|--------|
| 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) | |
| 経常収益 | 15,692 |
| 資金運用収益 | 8,923 |
| (うち貸出金利息) | 6,529 |
| (うち有価証券利息配当金) | 2,240 |
| 役務取引等収益 | 1,868 |
| その他業務収益 | 2,893 |
| その他経常収益 | 2,007 |
| 経常費用 | 16,621 |
| 資金調達費用 | 1,761 |
| (うち預金利息) | 1,540 |
| 役務取引等費用 | 652 |
| その他業務費用 | 5,218 |
| 営業経費 | 6,860 |
| その他経常費用 | 2,128 |
| 経常損失() | 928 |
| 特別利益 | 261 |
| 固定資産処分益 | 8 |
| 償却債権取立益 | 253 |
| 特別損失 | 90 |
| 固定資産処分損 | 70 |
| 減損損失 | 19 |
| 税金等調整前四半期純損失() | 757 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 58 |
| 法人税等調整額 | 809 |
| 法人税等合計 | 751 |
| 少数株主利益 | 12 |
| 四半期純損失() | 18 |

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

1 その他経常費用には、貸出金償却850百万円、貸倒引当金繰入額697百万円及び株式等償却135百万円を含んでおります。

(2) その他

該当ありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | 65,732 | 58,983 | 73,255 |
| コールローン | 110,309 | 1,315 | 185,770 |
| 買入金銭債権 | 0 | - | 0 |
| 商品有価証券 | 1,076 | 1,062 | 1,019 |
| 有価証券 | 1, 7, 15 677,154 | 1, 7, 15 748,607 | 1, 7, 15 591,240 |
| 貸出金 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,196,323 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,193,507 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,178,284 |
| 外国為替 | 6 1,750 | 6 2,798 | 6 2,576 |
| その他資産 | 7 13,667 | 7 27,868 | 7 17,521 |
| 有形固定資産 | 9, 10, 11 31,125 | 9, 10 29,977 | 9, 10, 11 31,215 |
| 無形固定資産 | 835 | 939 | 980 |
| 繰延税金資産 | 12,332 | 18,755 | 18,710 |
| 支払承諾見返 | 9,744 | 9,439 | 9,424 |
| 貸倒引当金 | 15,267 | 11,174 | 14,465 |
| 資産の部合計 | 2,104,784 | 2,082,081 | 2,095,535 |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | 7 1,926,026 | 7 1,924,561 | 7 1,950,164 |
| 譲渡性預金 | 52,330 | 19,480 | 26,560 |
| コールマネー | - | 7 12,071 | - |
| 債券貸借取引受入担保金 | - | 7 3,882 | 7 2,885 |
| 借入金 | 12 8,000 | 12 7,000 | 12 8,000 |
| 外国為替 | 118 | 226 | 258 |
| 社債 | 13 15,000 | 13 15,000 | 13 15,000 |
| 新株予約権付社債 | 14 3,574 | 14 3,566 | 14 3,572 |
| その他負債 | 7,102 | 13,322 | 9,641 |
| 未払法人税等 | - | 87 | 107 |
| その他の負債 | - | 13,235 | - |
| 賞与引当金 | 953 | 886 | 982 |
| 役員賞与引当金 | - | - | 45 |
| 役員退職慰労引当金 | 190 | 226 | 233 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 203 | 224 | 270 |
| 偶発損失引当金 | - | 254 | 85 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 9 4,638 | 9 4,615 | 9 4,617 |
| 支払承諾 | 9,744 | 9,439 | 9,424 |
| 負債の部合計 | 2,027,881 | 2,014,759 | 2,031,740 |

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 24,484 | 24,488 | 24,485 |
| 資本剰余金 | 16,911 | 16,914 | 16,911 |
| 資本準備金 | 16,910 | 16,914 | 16,911 |
| その他資本剰余金 | 0 | 0 | 0 |
| 利益剰余金 | 28,066 | 30,208 | 29,381 |
| 利益準備金 | 12,443 | 12,443 | 12,443 |
| その他利益剰余金 | 15,622 | 17,764 | 16,938 |
| 別途積立金 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 繰越利益剰余金 | 12,622 | 14,764 | 13,938 |
| 自己株式 | 155 | 567 | 167 |
| 株主資本合計 | 69,305 | 71,044 | 70,611 |
| その他有価証券評価差額金 | 5,059 | 6,278 | 9,321 |
| 繰延ヘッジ損益 | 3 | 5 | 4 |
| 土地再評価差額金 | 9 2,540 | 9 2,550 | 9 2,508 |
| 評価・換算差額等合計 | 7,597 | 3,721 | 6,816 |
| 純資産の部合計 | 76,902 | 67,322 | 63,795 |
| 負債及び純資産の部合計 | 2,104,784 | 2,082,081 | 2,095,535 |

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|---------------|---|---|---|
| 経常収益 | 25,875 | 25,836 | 50,799 |
| 資金運用収益 | 17,755 | 17,790 | 35,399 |
| (うち貸出金利息) | 12,874 | 12,963 | 26,102 |
| (うち有価証券利息配当金) | 4,310 | 4,470 | 8,272 |
| 役務取引等収益 | 3,752 | 3,280 | 6,896 |
| その他業務収益 | 2,616 | 2,681 | 6,110 |
| その他経常収益 | 1,750 | 2,084 | 2,393 |
| 経常費用 | 22,452 | 25,100 | 44,834 |
| 資金調達費用 | 3,044 | 3,461 | 6,463 |
| (うち預金利息) | 2,394 | 3,053 | 5,323 |
| 役務取引等費用 | 1,648 | 1,655 | 3,319 |
| その他業務費用 | 1,876 | 5,192 | 3,961 |
| 営業経費 | 1 13,499 | 1 13,358 | 27,014 |
| その他経常費用 | 2 2,382 | 2 1,431 | 2 4,075 |
| 経常利益 | 3,422 | 735 | 5,965 |
| 特別利益 | 3 267 | 3 1,235 | 3 1,299 |
| 特別損失 | 4 362 | 133 | 4 685 |
| 税引前中間純利益 | 3,327 | 1,836 | 6,578 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14 | 24 | 30 |
| 法人税等調整額 | 1,084 | 196 | 2,014 |
| 法人税等合計 | - | 220 | - |
| 中間純利益 | 2,229 | 1,616 | 4,534 |

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-----------------|---|---|--|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 24,455 | 24,485 | 24,455 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 28 | 2 | 29 |
| 当中間期変動額合計 | 28 | 2 | 29 |
| 当中間期末残高 | 24,484 | 24,488 | 24,485 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 前期末残高 | 16,881 | 16,911 | 16,881 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 28 | 3 | 29 |
| 当中間期変動額合計 | 28 | 3 | 29 |
| 当中間期末残高 | 16,910 | 16,914 | 16,911 |
| その他資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 0 | 0 |
| 当中間期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| 資本剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | 16,882 | 16,911 | 16,882 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 28 | 3 | 29 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 28 | 2 | 29 |
| 当中間期末残高 | 16,911 | 16,914 | 16,911 |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | | |
| 前期末残高 | 12,443 | 12,443 | 12,443 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - |
| 当中間期末残高 | 12,443 | 12,443 | 12,443 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | | | |
| 前期末残高 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - |
| 当中間期末残高 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|----------------|---|---|--|
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 11,059 | 13,938 | 11,059 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | 765 | 765 | 1,786 |
| 中間純利益 | 2,229 | 1,616 | 4,534 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 98 | 23 | 130 |
| 当中間期変動額合計 | 1,562 | 826 | 2,878 |
| 当中間期末残高 | 12,622 | 14,764 | 13,938 |
| 利益剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | 26,503 | 29,381 | 26,503 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | 765 | 765 | 1,786 |
| 中間純利益 | 2,229 | 1,616 | 4,534 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 98 | 23 | 130 |
| 当中間期変動額合計 | 1,562 | 826 | 2,878 |
| 当中間期末残高 | 28,066 | 30,208 | 29,381 |
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | 139 | 167 | 139 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | 17 | 403 | 30 |
| 自己株式の処分 | 0 | 3 | 2 |
| 当中間期変動額合計 | 16 | 399 | 28 |
| 当中間期末残高 | 155 | 567 | 167 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 67,702 | 70,611 | 67,702 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 57 | 6 | 59 |
| 剰余金の配当 | 765 | 765 | 1,786 |
| 中間純利益 | 2,229 | 1,616 | 4,534 |
| 自己株式の取得 | 17 | 403 | 30 |
| 自己株式の処分 | 0 | 2 | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 98 | 23 | 130 |
| 当中間期変動額合計 | 1,602 | 432 | 2,908 |
| 当中間期末残高 | 69,305 | 71,044 | 70,611 |

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-----------------------|---|---|--|
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 8,398 | 9,321 | 8,398 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3,338 | 3,042 | 17,719 |
| 当中間期変動額合計 | 3,338 | 3,042 | 17,719 |
| 当中間期末残高 | 5,059 | 6,278 | 9,321 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | 3 | 4 | 3 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 0 | 9 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 9 | 0 |
| 当中間期末残高 | 3 | 5 | 4 |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 2,639 | 2,508 | 2,639 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 98 | 41 | 130 |
| 当中間期変動額合計 | 98 | 41 | 130 |
| 当中間期末残高 | 2,540 | 2,550 | 2,508 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | 11,034 | 6,816 | 11,034 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3,437 | 3,094 | 17,850 |
| 当中間期変動額合計 | 3,437 | 3,094 | 17,850 |
| 当中間期末残高 | 7,597 | 3,721 | 6,816 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 78,736 | 63,795 | 78,736 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 57 | 6 | 59 |
| 剰余金の配当 | 765 | 765 | 1,786 |
| 中間純利益 | 2,229 | 1,616 | 4,534 |
| 自己株式の取得 | 17 | 403 | 30 |
| 自己株式の処分 | 0 | 2 | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 98 | 23 | 130 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3,437 | 3,094 | 17,850 |
| 当中間期変動額合計 | 1,834 | 3,526 | 14,941 |
| 当中間期末残高 | 76,902 | 67,322 | 63,795 |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法 | 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 | 同 左 | 同 左 |
| 2 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> | <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間期末の変動利付国債の評価において、市場価格と合理的に算定された価額との間に著しい乖離が生じ、市場価格が公正な評価額を示していないと判断されるものについては、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によった場合と比べ、有価証券は14,723百万円増加し、繰延税金資産は436百万円減少しており、その他有価証券評価差額は14,287百万円増加しております。</p> | <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> |
| 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 | 同 左 | 同 左 |
| 4 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：10年～50年 動産：3年～15年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p> | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：10年～50年 その他：3年～15年</p> | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：10年～50年 動産：3年～15年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日) |
|--|---|---|--|
| | <p>この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ182百万円減少しております。 (追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年 3月 31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> | <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> | <p>従来の方法によった場合に比べ458百万円減少しております。 (追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年 3月 31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|------------|--|--|--|
| 5 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権はありません。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部営業関連部署において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部署等において第二次の査定を実施した上で、営業関連部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権はありません。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部営業関連部署において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部署等において第二次の査定を実施した上で、営業関連部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権はありません。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部営業関連部署において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部署等において第二次の査定を実施した上で、営業関連部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|--|---|---|
| | <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,027百万円であります。</p> | <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,806百万円であります。</p> | <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,070百万円であります。</p> |
| | <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> | <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> | <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> |
| | | | <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> |
| | <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであり、過去勤務債務はありません。 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(3,791百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> | <p>(4) 退職給付引当金 同 左</p> | <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表の「その他資産」中の「その他の資産」に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであり、過去勤務債務はありません。 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(3,791百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|---|---|---|
| | <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末支給額を計上しております。 (追加情報) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用として計上しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の適用により役員賞与が費用処理されることとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前事業年度の下期より内規に基づく期末支給額を役員退職慰労引当金に計上する方法に変更しております。 従って、前中間会計期間は従来の方によっており、当中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、経常利益は43百万円、税引前中間純利益は369百万円多く計上されております。</p> | <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末支給額を計上しております。</p> | <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末支給額を計上しております。</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|--|---|--|
| | <p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当中間会計期間より過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。 この変更により、睡眠預金払戻損失引当金繰入額203百万円を特別損失に計上しており、従来の方法に比べ税引前中間純利益は同額減少しております。</p> | <p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を計上しております。</p> | <p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当事業年度より過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。 この変更により、睡眠預金払戻損失引当金繰入額270百万円を特別損失に計上しており、従来の方法に比べ税引前当期純利益は同額減少しております。</p> |
| | | <p>(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> | <p>(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。 (追加情報) 平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、当事業年度より、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。 これにより、その他経常費用は85百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|-------------------------|--|---|--|
| 6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 | 同 左 | 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |
| 7 リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 |
| 8 ヘッジ会計の方法 | 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 | 為替変動リスク・ヘッジ 同 左 | 為替変動リスク・ヘッジ 同 左 |
| 9 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。 | 同 左 | 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。 |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|---|--|--|
| | <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> | <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> |

【表示方法の変更】

| 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) |
|---|---|
| | <p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年 7月11日)により改正され、平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p> |

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

| 前中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 前事業年度末 (平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>1 関係会社の株式総額 392百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は770百万円、延滞債権額は40,780百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は380百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,708百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,639百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> | <p>1 関係会社の株式総額 392百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,094百万円、延滞債権額は35,692百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は397百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,681百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,865百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> | <p>1 関係会社の株式総額 392百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,087百万円、延滞債権額は37,679百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は380百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,939百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,087百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> |

| 前中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 前事業年度末 (平成20年3月31日) |
|---|--|---|
| <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,634百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 17,957百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,208百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券46,804百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は91百万円、敷金は114百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、414,966百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが414,791百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> | <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,343百万円です。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 33,832百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 12,783百万円 コールマネー 10,000百万円 債券貸借取引受入担保金 3,882百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,639百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は87百万円、敷金は114百万円です。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、440,392百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが440,165百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> | <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,895百万円です。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 20,705百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,757百万円 債券貸借取引受入担保金 2,885百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券46,521百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は93百万円、敷金は116百万円です。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、449,953百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが449,923百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> |

| 前中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 前事業年度末 (平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> | <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> | <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> |
| <p>11,125百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>29,203百万円</p> | <p>11,266百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>29,265百万円</p> | <p>11,110百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>29,942百万円</p> |
| <p>11 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p>1,807百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> | <p>11 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p>1,807百万円</p> | <p>11 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p>1,807百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> |
| <p>12 借入金は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> | <p>12 借入金は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> | <p>12 借入金は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> |
| <p>13 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> | <p>13 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> | <p>13 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> |
| <p>14 新株予約権付社債は全額、劣後特約付であります。</p> | <p>14 新株予約権付社債は全額、劣後特約付であります。</p> | <p>14 新株予約権付社債は全額、劣後特約付であります。</p> |
| <p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は23,851百万円であります。</p> | <p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は24,443百万円であります。</p> | <p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は25,435百万円であります。</p> |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|--|--|---|
| <p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 966百万円 無形固定資産 68百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却499百万円、貸倒引当金繰入額883百万円及び株式等償却580百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益149百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額203百万円を含んでおります。</p> | <p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 931百万円 無形固定資産 109百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却674百万円、株式等償却167百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、貸倒引当金戻入益803百万円、償却債権取立益423百万円を含んでおります。</p> | <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,718百万円、貸倒引当金繰入額748百万円、株式等償却653百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益1,177百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額270百万円を含んでおります。</p> |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 506 | 57 | 2 | 561 | (注) |
| 合計 | 506 | 57 | 2 | 561 | |

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 57千株
減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の売渡しによる減少 2千株

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 605 | 1,661 | 12 | 2,255 | (注) |
| 合計 | 605 | 1,661 | 12 | 2,255 | |

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。
自己株式の買付による増加 1,572千株
単元未満株式の買取りによる増加 89千株
減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の売渡しによる減少 12千株

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 506 | 107 | 7 | 605 | (注) |
| 合計 | 506 | 107 | 7 | 605 | |

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 107千株
減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の売渡しによる減少 7千株

[次へ](#)

(リース取引関係)

| 前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) |
|---|--|---|
| | ファイナンス・リース取引 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 該当ありません。 リース資産の減価償却の方法 該当ありません。 | |
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,411百万円 その他 1,117百万円 合計 3,529百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,427百万円 その他 685百万円 合計 2,112百万円 減損損失累計額相当額 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 984百万円 その他 432百万円 合計 1,416百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 694百万円 1年超 800百万円 合計 1,495百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 400百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 356百万円 支払利息相当額 38百万円 減損損失 百万円 | 2 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,087百万円 無形固定資産 1,138百万円 その他 百万円 合計 3,225百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,518百万円 無形固定資産 908百万円 その他 百万円 合計 2,426百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 百万円 無形固定資産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 569百万円 無形固定資産 229百万円 その他 百万円 合計 798百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 603百万円 1年超 250百万円 合計 854百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 366百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 328百万円 支払利息相当額 23百万円 減損損失 百万円 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,369百万円 その他 1,138百万円 合計 3,507百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,585百万円 その他 794百万円 合計 2,379百万円 減損損失累計額相当額 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 期末残高相当額 動産 784百万円 その他 343百万円 合計 1,127百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 671百万円 1年超 524百万円 合計 1,196百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 793百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 708百万円 支払利息相当額 69百万円 減損損失 百万円 |

| 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社北越銀行

取締役会御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮島道明印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大村真敏印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北越銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北越銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上している。
2. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金について、従来、預金者からの払戻請求時に費用として処理していたが、当中間連結会計期間より過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻損失引当金に計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社北越銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 島 道 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 島 伸 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北越銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北越銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社北越銀行

取締役会御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 島 道 明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北越銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北越銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上している。
2. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金について、従来、預金者からの払戻請求時に費用として処理していたが、当中間会計期間より過去の払戻実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻損失引当金に計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社北越銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 島 道 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 島 伸 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北越銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北越銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。